

川崎市病院局規程第20号

川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程の一部を改正する規程
を次のように定める。

令和8年3月31日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程の一部を改正する
規程

川崎市病院局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成17年川崎市病院局規程第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改め、同条第3項第2号中「100分の15」を「100分の17.5」に改め、同項第3号中「100分の10」を「100分の12.5」に改め、同項第4号中「100分の7.5」を「100分の10」に改め、同項第5号中「100分の6」を「100分の8.5」に改める。

第4条の3第1項第1号中「100の121」を「100分の119.75」に、「100分の215」を「100の212.5」に改め、同項第2号中「100分の113.5」を「100分の112.25」に、「100分の121」を「100分の119.75」に改め、同項第4号中「100分の100」を「100分の98.75」に改める。

第4条の4第1項第1号中「100分の55」を「100分の53.75」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改め、同項第3号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

第14条第3項中「市の掲示板に掲示」を「川崎市公報に掲載」に、「掲示を始めた」を「搭載した」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、同年5月21日から施行する。
- 2 改正後の川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程第14条第

3項の規定は、前項ただし書に規定する施行の日以後にする文書の交付について適用し、同日前にした文書の交付については、なお従前の例による。